

各障害者支援施設の長
各地域活動支援センターの長
各障害福祉サービス事業（生活介護・就労移行支援・就労継続に限る）を行う施設の長
各小規模作業所の長 様
各更生施設（身体・知的）の長
各授産施設（小規模通所授産施設を含む）の長
各福祉工場の長

北海道保健福祉部福祉局障害者保健福祉課長

地方自治法施行令等の改正に伴う留意事項について

このことについて、厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課地域生活支援室長及び障害福祉課長から別添のとおり通知があったので周知します。

記

1 改正の概要（障害者福祉関係分抜粋）

地方公共団体及び地方公営企業が随意契約することができる範囲に、新たに障害者支援施設等からの役務提供が加えられた。（地方自治法施行令第167条の2第1項第3号関係）

この他にも入札関係の改正が行われておりますのでご注意ください。

2 北海道の対応

北海道に対する障害者支援施設等からの役務提供を随意契約可能とするため、各種規定の整備を行っているところであり、準備が整い次第、あらためて登録手続き等についてご案内いたします。

3 障害者支援施設等の範囲

障害者支援施設、地域活動支援センター、障害福祉サービス事業（生活介護、就労移行支援又は就労継続支援を行う事業に限る。）を行う施設、小規模作業所、更生施設、授産施設（小規模通所授産施設を含む）及び福祉工場。

自立支援グループ 深谷

TEL 011-204-5278

FAX 011-232-4068